

役員報酬規程

就業 I - 0 1 3

平成 2 0 年 1 1 月 2 0 日 制定

平成 2 4 年 3 月 2 2 日 変更

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 1 8 条に基づき、常勤役員の報酬に関して必要な事項を定める。

(報酬の種類)

第 2 条 役員の報酬は、年俸とする。

(年俸額)

第 3 条 年俸額は、職位に応じ次の額を超えない範囲内で、会長が決定する。

専務理事 年俸額 1, 7 0 0 万円以内

常務理事 年俸額 1, 4 0 0 万円以内

(報酬の支払い方法)

第 4 条 役員報酬は、毎月定められた日に年俸額の 1 2 分の 1 (以下「月額報酬」という。)を支給する。

(月額報酬の支給日)

第 5 条 月額報酬の支給日は、毎月 2 1 日とする。ただし、支給日が休日に当る場合は、その前日に支給する。

(月額報酬の日割り計算)

第 6 条 退任、又は死亡した時の月額報酬は全額支給する。ただし、新たに就任した場合の月額報酬は、日割り計算とする。

(その他の手当)

第 7 条 通勤手当は、職員給与規程 (昭和 6 2 年 1 2 月 1 5 日制定) 第 2 0 条 (通勤手当) に準じて支給する。

(その他)

第 8 条 その他役員の報酬に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附則 (平成 2 0 年 1 1 月 2 0 日)

- 1 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の改廃の立案者は、総務部長とする。
- 3 会長、常勤役員の報酬等の取扱内規 (平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日内規 0 1 号) は、廃止する。

附則 (平成 2 4 年 3 月 2 2 日)

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。